

令和5年10月12日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

「令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定  
における改定事項について（依頼）」について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会より連絡がありました。令和3年度介護報酬改定において、添付資料の別紙1に掲げる改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっています。

今般、当該経過措置の終了まで約6か月となったことから、厚生労働省から都道府県等に対して、その旨周知する事務連絡が発出されました。

なお、訪問リハビリテーションにおける事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）について、別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予されている期間に関しては、今後の取扱いを課題として、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）  
(令 5.10.4 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737